

「生きた法律を学ぶために」

法学部 教授

法学部長 永井和之先生 ご紹介



先生が小学生低学年だった頃、近くの神社の裏にあった池に落ちたことがあったそうです。まだ泳げない先生は、溺れてしまうことも忘れて水の中からキラキラ光る水面を見て綺麗だと感じたそうです。そして、木の根っこを見つけ、何とかはい上がったということでした。普通なら慌てて溺れてしまうところですが、この沈着冷静さが、命を救ったようです。こんな永井先生が法律を研究されるようになったのも、何となくわかるような気がしてなりません。この番組においても、的確でわかり易いコメントをいただきました。皆さんも、永井先生のお人柄を通して法律の世界を垣間見てはいかがでしょうか。

(広報課 渡辺記)

法学部 教授

中央大学附属高等学校 校長 中西又三先生 ご紹介

大学の先生の中でも、沢山の高校生と直接関わりを持つ先生は少ないと思います。中西先生は、行政法の研究者であると同時に、中央大学附属高等学校の校長先生でもあることから、今の高校生達の様子を最も理解している先生ではないでしょうか。今年から附属高校を男女共学にし、新たな歴史を築き始めたのも先生の教育者としての熱意のあらわれにちがいありません。生まれは東京・青山、小学校の頃にはお父上の仕事の関係で、京都にも住んだことがあるそうです。言われてみれば、なんとなく『京都』の香りがするような感じも受けます。優しさの中に厳しさが伺える先生の授業を是非ご覧下さい。

(広報課 渡辺記)



私達の普段の生活では、時として、思わぬ問題が発生することがあります。良かれと思って引き受けた事でも、予測できない程の大きな事件に発展してしまい、法律問題に巻き込まれてしまう可能性があるのです。

例えば次のような事件の場合、どう考えれば良いのでしょうか？

例題 -1

ある商店街で、子連れのお母さん同士が雑談していました。少し目を離したその時、子供が事故に遭ってしまいました。周りの大人達は、それを助けなかったのです。

お母さんは、その人達を訴えることができるのでしょうか。



例題 -2

多摩川で子供が溺れている。「助けて！」の叫びにも周囲の大人達は手を貸さず、子供は死亡してしまいました。

それを母親は訴えることができるのか？



例題 -3

「ちょっと外出するので、うちの子供を見ていてください」「いいですよ」...と、気軽に引き受けてくれた隣の人が、少し目を離れた際に、子供が事故に遭ってしまいました。

好意で子供の世話を引き受けてくれた隣の人を、訴えることができるのでしょうか。



例題 -4

冬山で登山をしていた男性が、気分が悪くなり、下山できなくなりました。周りの人達はそのを見て見ぬふりをし、男性はやがて死亡してしまいました。

その人達を、男性の家族は訴えることができるのでしょうか。



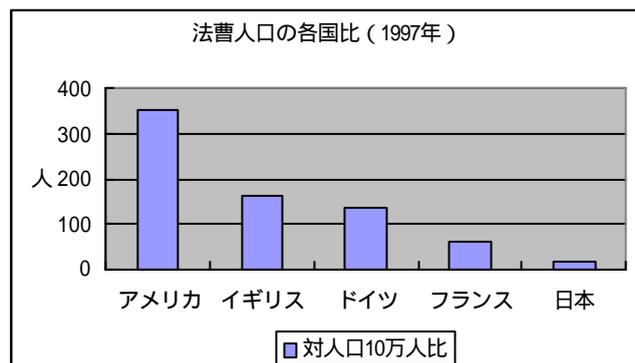
このようなケースの「隣人訴訟」については、民法の違法行為として、他人に損害をあたえたかどうか、が争点となります。実は民法の条文では「故意・過失により他人に損害を与えた者」と書かれています。

しかし実際の社会では、この「故意・過失」という判断は、非常に難しいものです。いくら法律を学んだとしても、実際の社会の中で、「これは故意である、これは過失である」と、当てはめていくことは、そう簡単に出来るものではありません。

今、日本における法曹会の人口、質の問題が問われています。

さらに経済環境の国際化、ボーダーレス化などにより、現在の司法制度では、社会の急激な変動に対応することが、非常に難しくなっています。国際的な問題を扱える法律事務所は、国内では皆無に等しいのです。こうした社会の変化に対応し、現実社会で起こる様々な法律問題を迅速に判断できるようにするため、教育の在り方も、今までの理論教育から、生きた法律を学ぶ、実践教育へと変化しているのです。

右図は各国の法曹人口を比較したものです。1997年では、人口10万人に対し、日本の法曹人口は17人となっており、アメリカの352人に比べると驚くほど少ないのです。



このような現状では、依頼者が適切な弁護士を選ぶことが困難であると言えますし、また国際的な弁護士事務所や、企業間での争いに詳しい法律事務所も大変少なく、さらに専門的な知識が蓄積された裁判所が少ないために、判決までの期間が長くなり、国際的なビジネス紛争は、海外で処理されることのほうが多くなってしまいます。

司法制度改革審議会 中間報告 2000.11.20

1. 国民と司法をつなぐ人的基盤の拡充・強化
 - ・法曹の増員、法科大学院の設立、裁判官制度の改革等
2. 国民にわかりやすく利用しやすい司法制度を構築
 - ・弁護士や司法へのアクセスの拡充、民事・刑事・行政訴訟の改革等
3. 司法をして統治主体たる国民の確かな基盤の上に立たしめること
 - ・国民の司法参加

このようなことから、まず法曹人口を増やすことが先決のように思われるのですが、勿論、ただ増やせば良いと言うものではありません。社会的経験が豊富な裁判官や、視野の広い弁護士などといった、法曹界全体の質も求められているのです。

いま、ロースクールという、新しい法学教育が注目されています。

このロースクールとは、一体どんなことをするのでしょうか。そしてなぜ、ロースクールが注目されているのでしょうか。

中央大学では従来の学部教育に加え、より実践的なロースクール構想を取り入れた模擬裁判を行い、実体験をすることで、社会における生の法律を、肌で感じる事ができるようにしています。模擬裁判のテーマとしては、あらゆる問題がとりあげられますが、ここでは、少し前に話題になった「国立の高層マンション」問題について考えてみましょう。

ロースクールでの実践的教育

1. 模擬裁判による実践教育
2. 徹底した小人数教育
3. 事実関係を認識させるためのケースメソッド（事例を取り入れた授業）やソクラテスメソッド（対話型授業）を取り入れる
4. 実務教員を講師として招く
5. インターンシップ（法律事務所などへの研修）

このような模擬裁判の他にも、徹底した少人数での教育や、新しいタイプの授業形態、実務教員を講師として招いたりしています。特にインターンシップでは、より具体的な実務経験を積むことができます。



アメリカのロースクールでの授業風景

法律とは、人と人との紛争を解決するためのものです。紛争を解決するためのルール作りが、法律学なのです。現実に行き起きている生の出来事に目を向けず、ただ理屈を捏ねているだけでは、法律を学んでいるとは言えません。なんのために法律を学ぶのか、人々が何を期待しているのか、その意味を深く理解した上で、これからの司法制度改革、そして法学教育の在り方について、考えていきましょう。